附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号の規定（第一号イ及び第二号イを除く。）は、特定受贈者（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。次項において同じ。）が平成二十七年一月一日以後に住宅取得等資金（同項第五号に規定する住宅取得等資金をいう。次項において同じ。）を贈与（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。次項において同じ。）により取得した場合について適用する。

3　この告示による改正後の平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号の規定（第一号イ及び第二号イに限る。）は、特定受贈者が平成二十七年一月一日以後に住宅取得等資金を贈与により取得した場合であって、かつ、平成二十七年四月一日以後に平成二十四年国土交通省告示第三百九十号別表の住宅性能証明書若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第一項に規定する設計住宅性能評価又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号別表の増改築等工事証明書の申請があった場合について適用する。

4　この告示の施行前に平成二十四年国土交通省告示第三百九十号別表の住宅性能証明書若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三条第一項に規定する設計住宅性能評価又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号別表の増改築等工事証明書の申請があった場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号（第一号イ又は第二号イに掲げる基準に係るものに限る。）の適用については、なお従前の例によるところによる。

○国土交通省告示第四百八十七号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の二第六項第一号の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第三百九十号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

本則中「又は大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋」を「、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋」に改め、第一号イ中「省エネルギー対策等級に係る評価が等級4又は」を「断熱等性能等級に係る評価が等級4、若しくは同表の5―2―1次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4若しくは等級5」に改め、「免震建築物」の下に「又は同表の9―1高齢者等配慮対策等級（専用部分）に係る評価が等級3、等級4若しくは等級5」を加え、同号ロ中「第二号」の下に「又は同条第十三項第一号及び第二号」を加え、第二号中「等級3又は」を「等級3、若しくは」に改め、「免震建築物」の下に「又は同表の9―1高齢者等配慮対策等級（専用部分）に係る評価が等級3、若しくは等級4若しくは等級5」を加え、同号ロ中「第二号」の下に「又は同条第十三項第一号及び第二号」を加え、第三号中「等級3又は」を「等級3、若しくは」に改め、「免震建築物」の下に「又は同表の9―1高齢者等配慮対策等級（専用部分）に係る評価が等級3、等級4若しくは等級5」を加える。

別表を次のように改める。

別表

住　宅　性　能　証　明　書

証明申請者	住　所	
	氏　名	
家屋番号及び所在地		
次のいずれかの基準に適合する住宅用の家屋 1．評価方法基準第5の5の5―1(3)の等級4の基準に適合する住宅用の家屋 2．評価方法基準第5の5の5―2(3)の等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋 3．評価方法基準第5の1の1―3(3)の等級2又は等級3の基準に適合する住宅用の家屋 4．評価方法基準第5の1の1―3(3)の免震建築物の基準に適合する住宅用の家屋 5．評価方法基準第5の9の9―1(3)の等級3、等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋		
住宅用の家屋の新築をし、又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得をする場合		
次のいずれかの基準に適合する住宅用の家屋 1．評価方法基準第5の5の5―1(3)の等級4の基準に適合する住宅用の家屋と同程度にエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋 2．評価方法基準第5の5の5―2(3)の等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋と同程度にエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋 3．評価方法基準第5の1の1―1(4)の等級2又は等級3の基準に適合する住宅用の家屋 4．評価方法基準第5の1の1―3(4)の免震建築物の基準に適合する住宅用の家屋 5．評価方法基準第5の9の9―1(4)の等級3、等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋		
建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合		
次のいずれかの基準に適合する増改築等をした後の住宅用の家屋 1．評価方法基準第5の5の5―1(3)の等級4の基準に適合する住宅用の家屋と同程度にエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋 2．評価方法基準第5の5の5―2(3)の等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋と同程度にエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋 3．評価方法基準第5の1の1―1(4)の等級2又は等級3の基準に適合する住宅用の家屋 4．評価方法基準第5の1の1―3(4)の免震建築物の基準に適合する住宅用の家屋 5．評価方法基準第5の9の9―1(4)の等級3、等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋		
住宅用の家屋について増改築等をする場合		

上記の住宅用の家屋が租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することを証明します。

平成　年　月　日

名　称		印
住　所		
指定・登録年月日		
指定・登録番号（指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合）		
指定をした者（指定確認検査機関の場合）		

証明を行った指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人